

漁網の埋立処理後の安全確認について

漁網の受け入れ後の安全確認については、町が責任をもって、他の焼却灰とともに廃棄物の安定化に向けて維持管理を行っています。4月の最終処分場内の放射線の空間線量率及び放流水の放射性物質の濃度測定の結果は次のとおりでした。

【空間線量率の測定結果について】

いずれも低い値で、出張所などで計測している空間線量率と同じレベルです。

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）
4月16日	最終処分場の外周路	0.047
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.025
	漁網の埋立場所の上部	0.027

測定者：環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式 451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間 1,000 マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により 1 時間あたりの限度値を求めると 0.19 マイクロシーベルトとなります。

【算出式】

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動 8 時間 + 平均値 × 屋内活動 16 時間 × 40%) × 365 日

【放流水の放射能濃度の測定結果について】

最終処分場から河川に放流される水の中に含まれる放射能濃度を測定した結果、次のとおり基準値よりかなり低い値でした。

単位：ベクレル/リットル

採取日	Cs(セシウム) 134	Cs(セシウム) 137	合計 (Bq/l)
4月23日	検出なし	1.10	1.10

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※ 「検出なし」の表記ある場合は、定量下限値であることを示しています。
(定量下限 0.50Bq/l)

※ 「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134が60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】

$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$

照会先 環境課生活環境係 電話 (85) 9565

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（5月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
5月21日	最終処分場の外周路	0.032	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.037	
	漁網の埋立場所の上部	0.030	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

【算出式】

年間放射線量＝（平均値×屋外活動8時間＋平均値×屋内活動16時間×40%）×365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs（セシウム） 134	Cs（セシウム） 137	合計 (Bq/l)
5月21日	検出なし	検出なし	検出なし

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、定量下限値未満であることを示しています。（定量下限値 0.50Bq/l）

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs（セシウム）134 が、60Bq/l未満、Cs（セシウム）137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査では、そのどちらも検出されませんでした。

【算出式】

$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（6月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
6月22日	最終処分場の外周路	0.042	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.027	
	漁網の埋立場所の上部	0.032	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量＝（平均値×屋外活動8時間＋平均値×屋内活動16時間×40％）×365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/l)
6月22日	検出なし	検出なし	検出なし

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、定量下限値未満であることを示しています。（定量下限値 0.50Bq/l）

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査では、そのどちらも検出されませんでした。

【算出式】

$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（7月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
7月14日	最終処分場の外周路	0.045	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.027	
	漁網の埋立場所の上部	0.027	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

【算出式】

年間放射線量＝(平均値×屋外活動8時間＋平均値×屋内活動16時間×40%)×365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs(セシウム) 134	Cs(セシウム) 137	合計 (Bq/l)
7月14日	検出なし	検出なし	検出なし

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、定量下限値未満であることを示しています。(定量下限値 0.50Bq/l)

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査では、そのどちらも検出されませんでした。

【算出式】

$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（8月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
8月18日	最終処分場の外周路	0.037	
	漁網搬入場所（旧管理棟）	0.025	
	漁網の埋立場所の上部	0.025	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

【算出式】

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/l)
8月18日	検出なし	0.33	0.33

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、定量下限値未満であることを示しています。（定量下限値 0.17Bq/l）

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】

$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（9月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
9月17日	最終処分場の外周路	0.040	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.022	
	漁網の埋立場所の上部	0.022	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/l)
9月16日	検出なし	検出なし	検出なし

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、測定下限値未満であることを示しています。

(測定下限値 Cs(セシウム)134:0.17Bq/l、Cs(セシウム)137:0.15Bq/l)

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査では、そのどちらも検出されませんでした。

【算出式】
$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（10月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
10月15日	最終処分場の外周路	0.052	
	漁網搬入場所（旧管理棟）	0.030	
	漁網の埋立場所の上部	0.022	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/l)
10月15日	検出なし	0.48	0.48

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、測定下限値未満であることを示しています。

(測定下限値 Cs(セシウム)134:0.17Bq/l、Cs(セシウム)137:0.15Bq/l)

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】
$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（11月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
11月10日	最終処分場の外周路	0.045	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.027	
	漁網の埋立場所の上部	0.027	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量＝（平均値×屋外活動8時間＋平均値×屋内活動16時間×40％）×365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs(セシウム) 134	Cs(セシウム) 137	合計 (Bq/l)
11月19日	検出なし	0.38	0.38

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、検出下限値未満であることを示しています。

（検出下限値 Cs(セシウム)134:0.15Bq/l、Cs(セシウム)137:0.17Bq/l）

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】 $\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1$ (Bq/l)

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（12月分）

(1) 空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
12月17日	最終処分場の外周路	0.040	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.030	
	漁網の埋立場所の上部	0.027	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

(2) 放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/l)
12月17日	検出なし	0.63	0.63

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、検出下限値未満であることを示しています。

(検出下限値 Cs(セシウム)134:0.15Bq/l、Cs(セシウム)137:0.17Bq/l)

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】

$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（1月分）

(1) 空間線量率の測定結果

単位： マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
1月21日	最終処分場の外周路	0.040	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.032	
	漁網の埋立場所の上部	0.030	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

(2) 放流水の放射能濃度の測定結果

単位： Bq/l

採取日	Cs(セシウム)134	Cs(セシウム)137	合計 (Bq/l)
1月21日	検出なし	0.90	0.90

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、検出下限値未満であることを示しています。

(検出下限値 Cs(セシウム)134:0.15Bq/l、Cs(セシウム)137:0.17Bq/l)

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】 $\frac{Cs134の濃度}{60} + \frac{Cs137の濃度}{90} \leq 1$ (Bq/l)

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（2月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
2月18日	最終処分場の外周路	0.047	
	漁網搬入場所（旧管理棟）	0.030	
	漁網の埋立場所の上部	0.030	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs(セシウム) 134	Cs(セシウム) 137	合計 (Bq/l)
2月18日	検出なし	検出なし	検出なし

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、検出下限値未満であることを示しています。

(検出下限値 Cs(セシウム)134:0.15Bq/l、Cs(セシウム)137:0.17Bq/l)

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】 $\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1$ (Bq/l)

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（3月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
3月16日	最終処分場の外周路	0.042	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.027	
	漁網の埋立場所の上部	0.025	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/l)
3月22日	検出なし	0.47	0.47

分析機関：株式会社 同位体研究所

測定機器：Ge γ線スペクトロメーター

※「検出なし」の表記ある場合は、検出下限値未満であることを示しています。

(検出下限値 Cs(セシウム)134:0.15Bq/l、Cs(セシウム)137:0.17Bq/l)

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】
$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$